

広報 すぎなみ

Suginami



みどり豊かな 住まいのみやこ

4/15
令和7年(2025年)
No.2402

今号は区内全世帯に
配布しています

区の広報紙「広報すぎなみ」は、主に新聞折り込みでお届けしていますが、4月15日号は新聞購読の有無にかかわらず区内全世帯に配布しています。
※5月1日号からは通常どおり新聞折り込みで配布します。

問全戸配布に関する問い合わせは、全戸配布コールセンター ☎5389-0787 (4月28日までの午前9時～午後5時(日曜日を除く))、広報課 他委託事業者＝フットワークス

特集は、8・9面をご覧ください



すべての子どもが、自分らしく過ごせるように



特集
広がります！子どもたちの居場所

☎166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📖発行: 杉並区 | ✎編集: 広報課



「広報すぎなみ」は月2回(1・15日)発行。新聞折り込みでの配布のほか、区施設・区内各駅などの広報スタンドに置いています。入手が困難な方には個別配布をしています。ご希望の方は、電話・ファクス・Eメール・申し込みフォームからお申し込みください。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



広がります！ 子どもたちの居場所

「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を目指して、子どもの居場所づくりの理念や取り組みの方向性を定めた「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を1月に策定しました。今号では、子どもの居場所づくりの主な取り組みについて紹介します。

——問い合わせは、児童青少年課☎3393-4760へ。

すべての子どもが、
自分らしく
過ごせるように

子どもの 居場所づくり 基本方針について

子どもの居場所とは、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間のことを指します。区では、アンケート・ワークショップなどで聴いた子どもたちの声を反映させながら、子どもの成長段階や個性、置かれた状況などに応じて選択することができるさまざまな居場所づくりに取り組んでいくために基本方針を定めました。詳細は、区HP（右2次元コード）をご覧ください。



「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」ができました

杉並区長 岸本 聡子

区の全ての子どもに、家庭や学校以外に、歩いて15分以内に安心して楽しく過ごせる居場所がある、区はそのことを目指して基本方針を作りました。この方針の策定に当たって、当事者である子どもたちをはじめ、多くの区民の皆さんがさまざまな方法で関わってくれました。ありがとうございます。

区には地域で育まれてきた児童館が現在25館あり、これを子どもや中・高校生の居場所、地域の子育て支援ネットワークの拠点として、児童福祉の専門の職員と共にその機能を拡充していきます。

また、学校は多くの子どもや保護者にとって一番身近で安心な場所。放課後等居場所事業を9年度までに区立小学校全校で実施すると共に、日曜日・祝日の校庭開

放の拡充を行います。

この方針では、地域に子どもが選択可能な多様な居場所を用意していくことを理念の一つに掲げています。図書館や集会施設などの一般区民施設にも、空きスペースを利用して子どもが自習できる場所などを増やします。

地域全体で、公共施設のネットワークを生かして子どもの居場所をつくり、育てていきたい。子どもにやさしい社会はみんなにやさしい地域社会です。時間がかかる取り組みもありますが、区役所ワンチームで子どもたちをはじめ区民と一緒にしっかり進めていきます。



子どもの 居場所づくり の理念

子どもの居場所づくりを推進するため、3つの理念を定めました。

- 子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進すること
- 子どもの視点に立ち、子どもの声を居場所づくりや居場所の運営に反映すること
- 子どもの成長支援と権利保障の取組を推進すること



児童館に関する取り組み

すべての
子どもの
居場所

POINT-1

現在ある児童館を全て残し、 機能の強化を図ります！

- 児童館を廃止し小学校などに児童館の機能を継承するこれまでの児童館再編の考えを見直し、現在ある25館の児童館は全て残します。
- 不登校・虐待などの福祉的課題への対応力の強化や、障害のある子どもなど、さまざまな状況に置かれた子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな環境づくりの推進など、機能の強化を図ります。

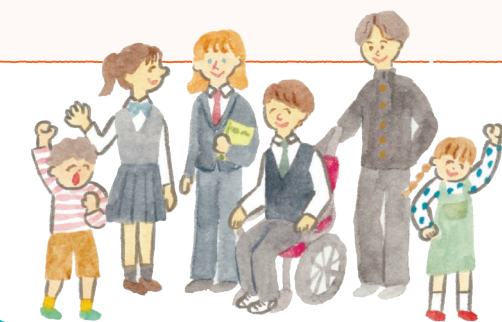
POINT-2

中学校区に児童館がない地域に、 新たな児童館の整備を検討します！

- 現在中学校区に児童館がない7地域（7中学校区）には、他の区立施設と併設・複合化することを前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。



- 現在ある児童館
- 子ども・子育てプラザ
- ゆう杉並
- 中学校区域
- 児童館がない中学校区域
- 行政7地域



POINT-3

7つの児童館を「中・高校生 機能優先児童館」にします！

- 児童館のうち7館（行政7地域に1館ずつ）を9年度から順次「中・高校生機能優先児童館」として整備し、中・高校生の居場所の充実を図ります。
- 開館時間を延長したり、ニーズを踏まえた部屋を整備したりするなど、中・高校生の意見を聴きながら具体的な機能を検討します。
- 「中・高校生機能優先児童館」として整備した後も、乳幼児親子・小学生も利用できるようにしていきます。

中・高校生
の居場所



POINT-4

身近な地域で乳幼児親子向けの 居場所を提供します！

- 子ども・子育てプラザのほか、児童館で乳幼児親子向けに実施している「ゆうキッズ事業」を継続し、子ども・子育てプラザで得たノウハウを取り入れながら、プログラムの充実を図ります。
- 大人が歩いて行ける距離に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館2館（宮前北・高井戸）で、現在閉館日としている日曜日を開館するほか、乳幼児室の環境整備に取り組むなど、乳幼児親子の居場所機能の充実を図ります。

乳幼児の
居場所



児童館以外の 多様な子どもの 居場所の充実



●小学校施設を活用した居場所の充実

地域最大の公共財である小学校を活用し、子どもの居場所の充実を図ります。

主な 取り組み

■放課後等居場所事業の全区立小学校への拡充

放課後に区立小学校を使用して遊び・スポーツ・創作・交流活動などができる、小学生を対象とした居場所事業です。現在実施している17小学校から、9年度までに全40小学校に拡充します。

■日曜日・祝日の校庭開放の拡充

放課後等居場所事業を実施した場合も、日曜日・祝日の校庭開放を継続していきます。また、校庭開放の実施日時を区HPでお知らせするなど、情報発信を強化します。

小学生の
居場所

●集会施設などの一般区民施設を活用した居場所の充実

公園・図書館・集会施設・スポーツ施設など多世代を対象とする一般区民施設で、子どもの居場所の充実を図ります。

主な 取り組み

■集会施設の空き室を活用した子ども向け無料開放の試行実施

高円寺北区民集会所・永福和泉地区区民センター・方南会館の空き室を活用した自習スペースの無料開放を、7年度に試行的に実施しています。部屋・時間などの詳細は、区HPなどでお知らせします。

■体育館の子ども向け一般使用枠の拡充、子どもの利用料無料化

子どもが体育館を予約なしで利用できる一般使用枠を7年度から増やしていきます。また、体育館・プール（7～9月を除く）の子ども（就学前～高校生相当）の利用料を8年度から無料にします。

●多様な担い手による居場所づくりの支援

地域住民をはじめとする多様な担い手による子どもの居場所づくりを支援します。

主な 取り組み

■子ども食堂への支援の充実

子ども食堂を運営する団体の事業運営費・立ち上げ時の設備等整備費に対して、7年度から助成を開始します。